

山梨県富士吉田市 個人情報ファイル簿

管理番号	513-1
個人情報ファイルの名称	国民年金システム
部署	市民生活部 市民課 年金
個人情報ファイルの利用目的	国民年金に関する事務を行うため
記録項目	1.基礎年金番号 2.氏名 3.住所 4.生年月日 5.電話番号 6.国籍 7.年金加入履歴 8.免除・猶予履歴 9.所得状況 10.世帯状況
記録範囲	国民年金被保険者及び国民年金資格喪失者
記録情報の収集方法	各種届出(資格取得、免除申請等)、日本年金機構から提供された資料
要配慮個人情報(・条例要配慮個人情報)が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	日本年金機構
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)山梨県富士吉田市総務部総務課 文書・法制担当 (所在地)〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田6-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	なし
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－
行政機関等匿名加工情報の概要	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－
備考	
保有開始日	
廃止日	
最終更新日	令和5年3月23日
マイナンバーの有無	有
対象者数	1,000人以上5,000人未満
記録情報の収集元	
個人情報ファイルを使用する事務の名称	国民年金被保険者に関する事務・国民年金の給付に関する事務・国民年金保険料に関する事務

管理番号	利用個人情報取扱事務
0207	国民年金の給付に関する事務

山梨県富士吉田市 個人情報ファイル簿

管理番号	利用個人情報取扱事務
0208	国民年金保険料に関する事務
0206	国民年金被保険者に関する事務